

輪島市学校定期点検等業務委託判定基準

1. 点検等を実施した項目の判定について

		維持管理・劣化損傷			
		問題ない	軽微な対応 経過を観察	不具合がある が範囲不明 (要精密調査)	即補修・改善 を要する
建築基準法に根拠のない 点検項目		A	B	C	D
作動点検の実施の有無を 確認するもの		A 実施している	—	C 実施していない	—
根拠のある点検項目 建築基準法に	適合 (規定あり、適合)	A	B 既存不適格含む	C	D
	適否不明 (要精密調査)	C	C	C	D
	不適合	D	D	D	D

A：特に措置を要しない

建築基準法への不適合はこの点検では確認されず、維持管理上の問題もない。

B：軽微な対応を要する又は引き続き観察を続ける

- ・ DおよびCの場合を除き、建築基準法への不適合はこの点検では確認されないが、維持管理上軽微な対応が必要である。
- ・ 部材等に劣化の兆候があるため、引き続き観察が必要である。

C：精密調査を要する

- ・ Dの場合を除き、建築基準法の適否がこの点検の範囲では判断できないため、精密（別途）調査が必要である。
- ・ 部材等の劣化に関して不具合範囲がこの点検の範囲では判断できないため、精密（別途）調査が必要である。
- ・ 作動点検の有無を確認する項目で、点検が行われていないため、別途作動点検や検査が必要である。

D：補修・改善等を要する

建築基準法への不適合または、維持管理上重要な問題が確認され、補修・改善が必要である。

2. 判定の適用基準等について

(1) 建築物の敷地・構造

- ・特殊建築物等定期点検業務基準(公共建築物用)(国土交通省住宅局建築指導課監修)
- ・特定建築物定期調査業務基準(2016年改訂版)(国土交通省住宅局建築指導課監修)
- ・国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

(2) 防火設備

- ・特殊建築物等定期点検業務基準(公共建築物用)(国土交通省住宅局建築指導課監修)
- ・国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・防火設備定期検査業務基準(一般財団法人日本建築防災協会編集・発行)

(3) 建築設備

- ・特殊建築物等定期点検業務基準(公共建築物用)(国土交通省住宅局建築指導課監修)
- ・特定建築物定期調査業務基準(2016年改訂版)(国土交通省住宅局建築指導課監修)
- ・国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・平成20年版 建築設備定期検査業務基準書(国土交通省住宅局建築指導課監修)

3. 建築物の屋根・屋上及び外壁の判定について

学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書(平成29年度3月 文部科学省)に屋上・屋根及び外壁の評価基準が示されており、別添の抜粋資料を参考に判定を行うこと。